

# 島根県報

平成21年3月31日 (火) **号外 第 8 4 号** 

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

 <b>火</b>

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(青少年家庭課) 2

## 公布された条例等のあらまし

#### ◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第54号)

- 1 規則の概要
- (1) 福祉事務所の廃止に伴う規定及び様式の整理
- (2) 児童福祉法等の改正に伴う規定及び様式の整備
- 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第54号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和27年島根県規則第72号)の一部を次のように改正する。

第1条中「里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。)」を「里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)」に改める。

第2条から第12条までを次のように改める。

#### 第2条から第12条まで 削除

第18条から第18条の5までを次のように改める。

(里親認定の申請)

- 第18条 省令第36条の37第1項の規定による申請(省令第36条の43の規定により行う里親の認定に係るものを含む。) は、里親認定申請書(様式第17号)によるものとする。
- 2 省令第36条の37第2項の規定による申請は、専門里親認定申請書(様式第17号の2)によるものとする。
- 3 前2項に規定する申請書は、当該申請を行う者の居住地を管轄する児童相談所長に提出するものとする。
- 4 第1項又は第2項に規定する申請書を受理した児童相談所長は、当該申請書に掲げる事項に関して調査し、意見を付して知事に進達しなければならない。

(認定及び登録の特例)

- 第18条の2 知事は、省令第1条の32第2項各号に掲げる者で養育里親研修を修了していないものを、省令第36条の43の 規定により里親として認定することができる。
- 2 省令第1条の32第2項各号に掲げる者に委託を予定している要保護児童がいる場合においては、法第34条の15第1項 の規定にかかわらず、島根県社会福祉審議会の意見を聴いて、当該児童の福祉の観点から省令第36条の43の規定により 里親として認定することができる。
- 3 省令第1条の32第2項第1号に規定する者で里親として認定されたもの(以下「養子縁組里親」という。)又は同項 第2号に規定する者で里親として認定されたもの(以下「親族里親」という。)に委託を予定し、又は現に委託してい る要保護児童がいる場合においては、法第34条の15第2項の規定にかかわらず、島根県社会福祉審議会の意見を聴い て、当該児童の福祉の観点から省令第36条の43の規定により養子縁組里親又は親族里親の登録を抹消しないことができ る。

(里親登録決定等の通知)

第18条の3 省令第36条の38第2項(省令第36条の43の規定により行う里親の認定に係るものを含む。)の規定による登

録することの決定の通知は里親認定通知書(様式第17号の3)により、登録をしないことの決定の通知は里親不認定通知書(様式第17号の4)により行うものとする。

(里親の登録の消除の届出)

第18条の4 省令第36条の39第1項の届出又は第36条の40第1項第1号の申出(省令第36条の43の規定により認定を受けた里親に係る届出又は申出を含む。)は、里親登録消除等届出書(様式第18号)によるものとする。

(里親の登録事項の変更の届出)

第18条の5 省令第36条の39第2項の規定による届出(省令第36条の43の規定により認定を受けた里親に係るものを含む。)は、里親登録事項変更届出書(様式第18号の2)によるものとする。

第18条の5の次に次の3条を加える。

(里親の登録更新の申請等)

- 第18条の6 省令第36条の42第1項に規定する更新の申請は、里親登録更新申請書(様式第18号の3)によるものとする。
- 2 養子縁組里親又は親族里親の名簿の登録は、省令第36条の41の規定にかかわらず、省令第36条の43の規定により名簿 から消除されるまで有効とする。

(事故発生届出書)

第18条の7 里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項の規定による報告は、事故発生届出書(様式第18号の4)によるものとする。

(継続困難の届出)

第18条の8 里親が行う養育に関する最低基準第14条第3項の規定による届出は、児童養育継続困難届出書(様式第18号の5)によるものとする。

第24条第5項中「第37条第4項又は第6項」を「第37条第4項から第6項まで」に改める。

第30条第1号中「第22条、第23条又は」を削り、「措置を」を「措置に」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の委託に要する費用

第30条に次の1号を加える。

(3) 法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施に要する費用

第31条第1項を次のように改める。

小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設の長が法第27条第1項第3号に規定する措置に係る費用を、児童 自立生活援助事業を行う者が法第33条の6第1項の児童自立生活援助事業の実施に係る費用を、知事に請求するときは、 請求書(様式第27号)を毎月7日までに提出しなければならない。

第31条第2項中「による」を「により委託を受けた」に、「若しくは」を「又は」に、「措置をとった」を「委託した」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定により措置費の交付を受けた小規模住居型児童養育事業を行う者、児童福祉施設の長又は児童自立生活援助事業を行う者は、毎翌月7日までに概算払精算書(様式第28号)を知事に提出しなければならない。

第32条中「法」の次に「第21条の6及び」を加える。

第33条から第35条までを次のように改める。

(児童自立生活援助事業の実施の申込み)

- 第33条 法第33条の6第2項に規定する申込書は、児童自立生活援助実施申請書(様式第29号)によるものとする。
- 2 前項に規定する申込書は、当該申込みを行う者の居住地を管轄する児童相談所長に提出するものとする。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型養育事業の届出)

- 第34条 法第34条の3第1項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届(様式第 30号)によるものとする。
- 2 法第34条の3第2項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)変更届(様式第31

号)によるものとする。

- 3 法第34条の3第3項の規定による届出は、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)休止(廃止)届(様式第32号)によるものとする。
- 4 法第34条の3第3項の規定により事業の休止を届け出た者が事業を再開したときは、遅滞なく、児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)再開届(様式第33号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(一時預かり事業の届出)

第35条 法第34条の11第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届(様式第34号)によるものとする。

- 2 法第34条の11第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届(様式第35号)によるものとする。
- 3 法第34条の11第3項の規定による届出は、一時預かり事業休止(廃止)届(様式第36号)によるものとする。
- 4 法第34条の11第3項の規定により事業の休止を届け出た者が事業を再開したときは、遅滞なく、一時預かり事業再開 届(様式第37号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

様式第1号から様式第8号までを次のように改める。

#### 様式第1号から様式第8号まで 削除

様式第17号の1から様式第17号の4までを次のように改める。

#### 様式第17号 (第18条関係)

里親認定申請書

島根県知事

様

里親の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

 住
 所

 氏
 名

 申請者
 氏

 電話
 番号

 ファクシミリ番号

認定	を受	きけよ	うとす	つる	□ 養:	<b>育田</b> 朝	(□4	短期希望	口着	: 乙級	ままり きょうしょう おおお おおお おおま かんしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしょう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ しょう かいしょ しょう かいしょ しょう かいしょ かいしょ かいしょ しょう かいしょ しょう かいしょ しょう かいしょ しょ かいしょ しょう かいしょ しょ しょう いき かいしょ しょう いき かいしょ しょう いき いき しょ しょ しゃ しょ	全望)	口着	ミス糸	ま 組 日	1 4 口	组旋甲氧	I	
里	親	Ø	区	分	口氏	月土水	( )	<u> </u>	口 '良	c 1 //×	<b>አ</b> /ነጨሳ	11 主/	口 '良	C J //s	<b>水川</b>	=.4%1	儿大土杉	Ĺ	
申		フ	У		ガ	ナ		申請者	との	性	別	生	年月	Н	( 在	龄)	職	業	健康状態
請		氏				名		続	柄	114	\J.1		十 71	Н	( —	- 떠나 /	4114	*	<b>是</b> 水
者																			
	-								_										
及	申																		
び	請																		
そ	者																		
0)								·											
同																			
居																			
Ø	同																		
家	居																		
族	Ø																		
の	家																		
状	族																		
況																			
研	修	受 講	ま 状	況	(	)里	親研	修	年	<u> </u>	月	月	□修	了》	斉み	□修了!	見込み		
里 ៖	見に	なる	こと	を															
希	望	する	理	由															
従前	fj の	登録	の有	無			有	□無		登錄	录都法	道府県の	名						
児童	ほにう	対する	る希望	等															

- 注 1 該当する□に、レ印を記入してください。
  - 2 次に掲げる書類を添付してください。
  - (1) 申請者及びその同居の家族の履歴書
  - (2) 申請者の居住する家屋の平面図
  - (3) 研修受講状況を証する書類
  - (4) 申請者の属する世帯の所得を証する書類

様式第17号の2 (第18条関係)

専門里親認定申請書

島根県知事

専門里親の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

様

年 月 日

 住
 所

 申請者
 氏
 名
 ⑩

 電話番号

養育	里 親	登 録	番号	<u>1.</u> 7	
専					1 養育里親として3年以上の要保護児童の養育の経験
門	経	験	尊	至	2 3年以上の児童福祉事業に従事経験
里					3 1又は2に該当する者と同等以上の経験等
親	研修	愛講	状沙	2	年 月 日 修了済み・修了見込み
0		•			
要	養育	事 急	状沙	2	
件					

- 注 1 次の書類を添付してください。
  - (1) 「経験等」の欄の1、2又は3に該当することを証する書類
  - (2) 研修受講状況を証する書類
  - 2 「経験等」の欄のうち、2又は3に該当し、かつ、養育里親として登録されていないときは、併せて里親認定申請書(様式第17号)を提出してください。

様式第17号の3 (第18条の3関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

島根県知事

印

## 里親認定通知書

児童福祉法第6条の3の規定により、 里親として認定し養育里親(専門里親)名簿(養子縁組里親名簿・親族里親名簿)に登録したので通知します。

里	親	0)	)	区	分	□養育里親	(□専門	門里親)	□養子縁紀	且里親 □	親族	里親	Į					
里	親	登	纽	番	号	フ	IJ		ガ	ナ	性	別	<del>儿</del>	年	月	П		
王	枕	纽	巫水	钳	ク	氏				名	1主	力1	土	++	Я	日		
住					所													
名	簿	登 録	年	- 月	日	年	月	日										
名:	簿 登	: 録:	有多	効 期	間	年	月	日※	日※養育里親(専門里親を含む。)に限る。									

- 注 1 里親を辞められたい場合には、里親登録消除等届出書(様式第18号)を提出してください。
  - 2 申請した事項に変更がある場合には、里親登録事項変更届出書(様式第18号の2)を提出してください。

様式第17号の4 (第18条の3関係)

第 号年 月 日

様

島根県知事

印

#### 里親不認定通知書

あなたから申請のありました里親の認定については、下記の理由により認定しないこととしましたので通知します。

申	請	受	理	年	月	目	年	月	月				
申	請の	あっ	った。	里親	の[2	区分	□養育里親	(□専門	月里親)	□養子縁組里親	□親族里親		
登	録	を	しれ	(1 S	理	由							

## 不服申立て及び取消訴訟

- 1 この決定(以下「処分」といいます。)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日 以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として(訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。)提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第17号の5から様式第17号の8までを削る。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号 (第18条の4関係)

## 里親登録消除等届出書

島根県知事様

里親に係る登録について次の事由に該当したので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所 氏 名 印 電話番号 里親との関係

□本人 □同居人 □後見人・保佐人

75 A3. 7	む巫汁	71.	いる里親の区分	□養育里親(□専	門里親)	登録番	号	
豆蚁。	と又り	CV	・る主机の区別	□養子縁組里親	□親族里親	氏	名	
			登録消除の申占	<u></u> Ц				
			(理由:					)
該	本		死亡					
D//			欠格事由に該	当(児童福祉法第3	4条の15第1項第	号)		
当			(具体的に:					)
			経済的困窮					
事	人		(具体的に:					)
7			養育に専念で	きない (専門里親の	つみ)			
由			(具体的に:					)
Щ	同		ケ格事由に該当	4 (児童福祉法策3	4条の15第1項第	물)		
	居		(具体的に:		17/(*) 10/1/1 (8/1)	.5 /		)
	人		(XITH)(C.					,

- 注 1 該当する□に、レ印を記入してください。
  - 2 本人が死亡した場合は、その事実を証する書類を添付してください。

様式第18号の2から様式第18号の5までを次のように改める。

様式第18号の2 (第18条の5関係)

# 里親登録事項変更届出書

島根県知事様

里親に係る登録を受けている事項について変更があったので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

 住 所

 届出者

 氏 名

 印

 電話番号

岩	·録を受り	ナてい	ハる耳	目親の	区分	□養育里親(□耳	専門里親)		登	録	番	号			 
-1/	- M. C. X.	,	<i>v</i> _	L/01 ->	<b>□</b> /3	□養子縁組里親	□親族里	親	1	201	Ш	.,			
変	<b>E J</b>	更	Ę	F	項										
変	Ē	Ţ	更		前										
変	Š	Ţ	更		後										
変	更	Ē	丰	月	日						年		月	日	

注 該当する□に、レ印を記入してください。

様式第18号の3 (第18条の6関係)

里親登録更新申請書

島根県知事

里親登録を更新したいので、次のとおり申請します。

様

年 月 日

 住 所

 氏 名

 申請者

 氏 名

 電話番号

登録	录を 更	新し	よう	とす	る里	親の国	区分	□養育里親(	□専門	里親)				
氏							名							
登		<b>录</b> 番 号												
更	新	研	修	受	講	状	況	年 修了済み・修	月 了見込	日 み	修了済	年 み・修	日 み	

注 該当する□に、レ印を記入してください。

添付書類 研修受講状況を証する書類

様式第18号の4 (第18条の7関係)

# 事故発生届出書

島根県 児童相談所長 様

里親として養育している児童について事故があったので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 印

 電話番号

里 親 登 録 番 号											
	フ	IJ	ガ	ナ				年	齢	性	別
事故のあった児童	氏			名							
養育を開始した年月日					年	月	日				
事故の発生した日時											
事故の発生した状況											
事故発生後の対処の状況											
児童の現在の状況											

様式第18号の5 (第18条の8関係)

# 児童養育継続困難届出書

島根県 児童相談所長 様

里親として児童の養育を継続することが困難となった(なる)ので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 (a)

 電話番号

里 親 登 録 番 号					
	フリガナ	年	齢	性	別
養 育 し て い る 児 童	氏名				
	フリガナ	年	齢	性	別
	氏名				
養育を継続することが困難 となった (なる) 日	年 月 日				
養育を継続することが困難 となった (なる) 理由					

様式第27号から様式第32号までを次のように改める。

様式第27号 (第31条関係)

請求書



児童福祉法 開設 第37条第1項第3号 により 第33条の6第1項 により 電話 まがしている 本に対する 年度 月分措置費 (内訳は別紙のと 委託

おり。) について、上記のとおり請求します。

住所

請求人 氏名 ⑩

債権債務者番号

島根県知事様

年 月 日

様式第28号 (第31条関係)

## 概算払精算書

			千万	百万	十万	万	千	百	+	円
精	算	額								
受	領	額								
追給	(返納)	額								

児童福祉法 第27条第1項第3号 により 指置 された者に対する 年度 月分措置費 (内訳は精算明細 第33条の6第1項 委託

書のとおり。) について、上記のとおり精算します。

年 月 日

島根県知事様

様式第29号(第33条関係)

# 児童自立生活援助実施申請書

島根県 児童相談所長 様

児童自立生活援助の実施を希望するので、児童福祉法第33条の6第2項の規定により次のとおり申請します。

申	請		年		月	目				年		月		目					
(	フ	IJ		ガ	ナ	)											<b>†</b>	生	別
氏						名									Ø		Ę	男 •	女
生	2	年		月		日		年		月		日	生						
住						所													
電	話		番		号	等	電 F	話 - A X -		)									
職						業													
児	童	自		立	生	活													
援	助	の		実	施	を													
希	望	す		る	理	由													
添	1	付		書		類	1 2	住民票(世帯の金所得を証する書業		行得証明	、源泉	徴収票	冥等)						
保護	者等	 の!	<b>毛</b> 名	]及	び連約	各先	氏	4	続	柄	住			所	電	話	番		号

様式第30号 (第34条関係)

年 月 日

島根県知事様

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 印

 電話番号

児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)開始届

下記のとおり児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)を開始するので、児童福祉法第34条の3第1項の 規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

経営者の氏々	名及び住所							
(法人にあって	は、その名称							
及び主たる事務	所の所在地)							
条例、定款その	D他基本約款	(別添1のと	おり)					
		職名	B	无 名	職	名	氏	名
主 な 職 員	の氏名							
土な収具	の氏石							
主 な 職 員	の 経 歴	(別添2のと	おり)					
	施設名称							
事業の用に	施設種類							
供する施設	所 在 地							
	入所定員							
事業開始の=	予定年月日		月	日	日			

## 添付書類 1 運営規程

- 2 収支予算書
- 3 事業計画書
- 4 施設平面図(各部屋の名称、消火設備、非常口等を記載したもの)
- 備考 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、施設の長、事務長等について記入すること。
  - 3 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は 別添とすること。

様式第31号 (第34条関係)

年 月 日

島根県知事様

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 ⑩

 電話番号

児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) 変更届

下記のとおり児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により届け出ます。

記

					1	経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)		
				車 頂	2	条例、定款その他の基本約款		
変	*		事		事 項	TF.	事 佰	3
及	更 事 項				4	主な職員の氏名及び経歴		
					5	事業の用に供する施設((1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地)		
					6	事業開始の予定年月日		
亦	更内	宓	変更	前				
又 .	人门	70'	変更	後				
変	更	の	理	由				
		.,		I				
変	更	年	月	目				
- X	~	1	71	I				

- 備考 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第32号 (第34条関係)

年 月 日

島根県知事様

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 印

 電話番号

児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)休止(廃止)届

下記のとおり児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) を休止 (廃止) するので、児童福祉法第34条の3 第3項の規定により届け出ます。

記

休止 (廃止) の予定年月日				年	月	П
休 止 の 予 定 期 間	年	月	日から	年	月	日まで
休止(廃止)の理由						
現に便宜を受け、又は入居 している者に対する措置						

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第32号の次に次の5様式を加える。

様式第33号 (第34条関係)

年 月 日

島根県知事様

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 ⑩

 電話番号

児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業)再開届

下記のとおり児童自立生活援助事業 (小規模住居型児童養育事業) を再開したので、児童福祉法施行細則第34条第4項の規定により届け出ます。

記

休	止	の	期	間	年	月	日から	年	月	日まで
再	開	年	月	田	年	月	日			

添付書類 1 収支予算書

2 事業計画書

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第34号 (第35条関係)

年 月 日

島根県知事様

住 所

届出者 氏 名

ED

電話番号

一時預かり事業開始届

下記のとおり一時預かり事業を開始するので、児童福祉法第34条の11第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の種類及び内容	種 類	一時預かり事業(事業類型:保育所型・地域密着型)						
	内 容							
経営者の氏名及び住所(法)	人にあっては、							
その名称及び主たる事務	所の所在地)							
条例、定款その他の	の基本約款	(別添1のとおり)						
		職種職	務の	内 容	定数			
with El . I . Mr. The with								
職員の定数及び職	務の内容							
		職名氏	名  耳	散 名 氏	名			
, web. 17 -								
主 な 職 員 の	) 氏名							
主 な 職 員 の	<ul><li>経 歴</li></ul>	(別添2のとおり)	l	<u> </u>				
事業を行おうと	する区域							
施	設 名 称							
事業の用に施	設 種 類							
供する施設所	在地							
利	用 定 員							
		施設の面積 m <sup>2</sup>						
		保育室 ㎡ [1人当	たり m²]					
建物その他設(	世 の 相 <b>性</b>	乳児室又はほふく室	m² [1人当7	たり m²] その化	<u>l</u> d m²			
	備の規模	が上土人ははかく土	111 [1/4]					
及び構造並びに				び平面図を添付)				
及び構造並びに								
及び構造並びに		建物の構造 造 階			)			

# 添付書類 1 収支予算書

2 事業計画書

ただし、添付書類について、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、 この限りではない。

- 備考 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 「事業類型」は、該当する類型を○で囲むこと。

- 3 「主な職員の氏名」欄及び「主な職員の経歴」欄は、一時預かり事業の責任者など主としてこの事業を担当 する職員等について記入すること。
- 4 「事業を行おうとする区域」欄は、市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の 名称も記載すること。
- 5 記載事項が多いためにこの様式によることができないときは、適宜この様式に準じた様式を用いるか、又は 別添とすること。

様式第35号(第35条関係)

年 月 日

島根県知事様

 住
 所

 届出者
 氏
 名
 印

 電話番号

一時預かり事業変更届

下記のとおり一時預かり事業の届出事項を変更したので、児童福祉法第34条の11第2項の規定により届け出ます。

記

経営者の氏名	
(法人の名称)	
経 営 者 の 住 所	
(主たる事務所の所在地)	

施	設	の		名	称	
施	設	Ø	所	在	地	
変	J	更	事	:	項	1 事業の種類及び内容         2 経営者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)         3 条例、定款その他の基本約款         4 職員の定数及び職務の内容         5 主な職員の氏名及び経歴         6 事業を行おうとする区域         7 事業の用に供する施設 <ul> <li>((1) 施設名称 (2) 施設種類 (3) 所在地 (4) 利用定員 )</li> </ul> 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面         9 事業開始の予定年月日
変	更	変	更		前	
内	容	変	更	:	後	
変	更	の	-	理	由	
変	更	年	. ,	月	日	年 月 日

- 備考 1 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
  - 2 「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

様式第36号 (第35条関係)

年 月 日

島根県知事様

住 所

届出者 氏 名

(EII)

電話番号

一時預かり事業休止(廃止)届

下記のとおり一時預かり事業を休止(廃止)するので、児童福祉法第34条の11第3項の規定により届け出ます。

記

経	営	者	$\mathcal{O}$	氏	名	
(	法	人の	つ 名	称	)	
経	営	者	の	住	所	
( =	Èたる	る事務	所の原	<b>所在</b> 均	也)	

施 設 の 名 称						
施 設 の 所 在 地						
休止 (廃止) の予定年月日	年	F 月	B			
休 止 の 予 定 期 間	年月	目 日か	iĠ	年	月	日まで
休止 (廃止) の理由						
現に便宜を受けている乳 幼児に対する措置						

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第37号(第35条関係)

年 月 日

島根県知事

様

住 所

届出者 氏 名

ED

電話番号

一時預かり事業再開届

下記のとおり一時預かり事業を再開したので、児童福祉法施行細則第35条第4項の規定により届け出ます。

記

経営者の氏名	
(法人の名称)	
経 営 者 の 住 所	
(主たる事務所の所在地)	

施	設	Ø	名	称						
施	設	の所	在	地						
休	止	の	期	間	年	月	日から	年	月	日まで
再	開	年	月	日	年	月	日			

添付書類 1 収支予算書

2 事業計画書

備考 届出者が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。